

公共事業等からの暴力団排除の取組について

暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム

- ◇ 平成18年6月20日 犯罪対策閣僚会議第7回会合
～「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」を設置
- ◇ 平成18年12月19日 犯罪対策閣僚会議第8回会合
～「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」について合意
- ◇ 平成19年6月5日 上記2施策に関する通達モデル案を策定

1 これまでの取組状況

上記通達モデル案の策定に伴い、警察庁と7省庁及び2独立行政法人のそれぞれとの間で、公共工事からの暴力団排除のための合意書の運用を開始。

2 新たな検討課題

- 暴力団関係企業による公共工事の直接受注、下請契約等への介入
- 暴力団関係企業による測量、建設コンサルタント業務等の委託、役務の委託、物品及び資材に係る公共調達並びに公有財産売却の分野における入札及び契約への介入
- 公共工事からの暴力団排除に伴う暴力団や暴力団関係企業による民間工事への介入



3 今後の方針

(1) 政府の取組

① 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化

公共工事の発注について、暴力団関係企業等の排除対象の明確化と警察との連携強化を実施していない省庁については、これらを早急に実施する。

② 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる通報報告制度をいまだ導入していない省庁については、早急に同制度の導入を図る。

③ あらゆる公共事業等からの暴力団排除

各省庁は、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むなどあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進する。

④ 民間工事等からの暴力団排除

関係省庁は、民間工事等に関係する業界においても、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、工事の発注、役務の委託、物品及び資材調達等に係る契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入等、①から③までと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行う。

(2) 独立行政法人等の取組の促進

独立行政法人等においても、(1)と同様の取組が講じられるように、関係省庁は所要の指導、要請等を行うものとする。

(3) 地方公共団体の取組の促進

地方公共団体においても、できる限り(1)と同様の取組が講じられるように、国は地方公共団体との連携を強化するものとする。

- ※ 各省庁の取組の実施状況等については、定期的にフォローアップを行う。
- ※ 公共事業から暴力団を排除するための施策について、引き続き、幅広く検討を行う。